

禁煙サポート事業業務委託契約書（案）

長野県市町村職員共済組合（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が実施する禁煙サポート事業に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第1条 甲は、次条以下に定めるところにより、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）喫煙習慣のある甲の加入者（以下「本業務対象者」という。）に対して、「オンライン禁煙プログラム」を提供する業務
- （2）その他前号に定める業務に付随する一切の業務
- （3）その他甲乙間で特に合意した業務

（具体的業務）

第2条 本業務の具体的内容は、別紙1（禁煙支援事業 オンライン禁煙プログラム）に定めるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

（本業務の実施）

第3条 乙は、乙が本契約締結日現在保有し、並びに本契約期間中取得する情報及び知見を最大限駆使するとともに、善良な管理者の注意をもって本業務を実施する。

（契約期間）

第4条 本契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面により更新しない旨の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（業務委託料）

第5条 本業務に係る診察料、薬剤費等、その他名目を問わず一切の役務の対価及びその支払方法については、別途甲乙間で協議の上、書面で定めるものとする。

（反社会的勢力との関係排除）

第6条 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）暴力団及びその関係団体又はその構成員
- （2）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
- （3）その他、前各号の該当者に準ずる者

2 甲及び乙は次の各号に定める内容について、表明し、保証する。

- （1）自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
- （2）自らが反社会的勢力と直接・間接を問わず、不適切な関係・交流を有さず、かつ将来に渡っても不適切な関係・交流を有していないこと

3 甲及び乙は、相手方が前項に違反したことが判明した場合、相手方に対して催告なくして本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲及び乙は、相手方が本条第2項の確約に違反したことが判明した場合には、なんらの催告を要せず本契約及び個別契約を解除できるものとし、本契約及び個別契約を解除した場合には、解除された者に損害が生じて相手方は何らこれを賠償ないし補償するこ

とは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、解除された者はその損害を賠償するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 甲及び乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第8条 甲及び乙は、本業務の全部又は一部を甲の書面による許可なく第三者に再委託してはならない。

(秘密保持等)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の前後を問わず、本契約又は個別契約に関して知り得た相手方に関する秘密情報（口頭、書面、記録媒体、電子情報の別を問わない。以下、「秘密情報」という）を、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ただし、開示された情報が次の各号の一に該当する場合を除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 公知の情報、又は自らの故意もしくは過失なくして公知になった情報
- (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

2 甲及び乙は、秘密情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他安全管理のため適切な措置を講じなければならない。また、万一秘密情報の漏洩その他の事故が生じた場合には、直ちに相手方に報告し、相手方の指示に従わなければならない。

3 同条第1項にかかわらず、甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は秘密情報を開示することができる。

- (1) 官公庁、裁判所、その他公的機関から法令等に基づく開示命令又は開示要求があった場合
- (2) 秘密保持義務を被開示者との間で負っている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の外部専門家に開示する場合

4 甲及び乙は、前項により秘密情報を開示した場合は、当該開示を受けた者の行為について責任を負う。

5 本条に定める内容は、本契約終了後においても効力を有する。

(個人情報の保護)

第10条 本契約に関する個人情報の取扱いについては、別紙2（個人情報の取扱いに関する遵守事項）の定めに従う。

(提供する個人情報の種類)

第11条 甲は甲の加入者の氏名、記号及び番号を乙に提供するものとする。

(診療の保証)

第12条 乙は、乙の責により、スマートフォンを用いて本業務を実施することが困難となった場合においても、甲と協議の上で、代替の診療方法で診療を実施するものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、その結果損害を被った場合、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、相手方に対する差止請求その他の損害賠償請求以外の措置を請求することを妨げるものではない。

(解約)

第14条 甲は、1カ月前までに乙に通知することにより本契約を解約することができる。

(解除)

第15条 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合、相手方に対する何らの催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができる。

(1) 甲又は乙が本契約に違反し、相当の催告期間を経てもなお是正されない場合

(2) 第7条に定める条件に違反した場合又はそのおそれがある場合

(3) 乙による本業務の遂行が困難であると甲及び乙が判断した場合

(特定条項の存続)

第16条 前条に基づく本契約の解除、合意解約その他の事由により本契約が終了した後も、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第17条及び本条の規定は、引き続き効力を有するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲： 長野県長野市権堂町 2201 番地
権堂イーストプラザ ND
長野県市町村職員共済組合
理事長 山 村 弘 (印)

乙：

●●●●

○○○○○○

(印)

禁煙支援事業 オンライン禁煙プログラム

サービス内容：

本業務対象者がスマートフォン等の通信機器（スマートフォンのほか、インターネットに接続し、マイク及びカメラが装備されているパーソナルコンピュータ、タブレット端末を含む。）から事前に予約する等、所定の手続きを経て、医師の診察を受けることができるサービス（以下「オンライン診療」という。）であり、具体的には、以下に定めるサービスを内容とする。

- (1) オンライン診療によって、診療開始から卒煙（初診を含む 5 回のオンライン診療）に至るまでビデオ通話によって（対面による診察を受けることなく）、禁煙から卒煙に至るまでの医療サービスを受けることができるサービス
- (2) オンライン診療によって、経口禁煙補助薬または、禁煙補助薬を処方され、指定する住所まで配送を受けるサービス
- (3) 看護師によるメール相談
- (4) アプリ活用による定期的な再診促進通知配信
- (5) 禁煙達成状況を確認するアンケートの実施
- (6) 参加勧奨に用いる広報物の作成

診察回数：計 回/ 週間毎に診察

※処方を変更する場合は初診から再開

診察時間：初診 分、再診 分（目安）

処方薬剤： （医師の判断のもと処方を決定）

薬剤服用期間： 週間（ ）

薬剤処方：院内処方を行い、指定配送先に配送

個人情報の取扱いに関する遵守事項

1 基本的事項

乙は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

①乙はこの契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

②乙はこの契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙はこの契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙はこの契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

8 事故報告

乙はこの契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

